

第5 被災中小企業の支援体制の強化（二重ローン問題）

1 中小企業支援の重要性と法的支援

被災者の自立的再建、被災地の真の復興のためには、これまで長年にわたり被災地経済と地元コミュニティを支えてきた被災中小企業の立て直しが焦眉の課題であり、被災中小企業の支援に関しては十分な取り組みが必要不可欠である。その意味で、被災中小企業の再建なくして、被災地の復興はあり得ないとすら言うことができる。

しかし、実際には、被災中小企業の法的ニーズの裾野は広いものの、弁護士に相談されないまま適切な対応ができていない事例が多数存在する。日弁連では中小企業の法的ニーズに対応すべく、ひまわり中小企業センターを設置して活動しているが、今後も、中小企業庁や被災地の商工会議所、商工会等との連携を深めながらこれを拡充・発展させる必要がある。また、ひまわりホットダイヤルの周知徹底を図るよう努め、中小企業に対して適切な情報提供を行うとともに、中小企業の法的ニーズを的確に捉えて、これに応えていかなければならない。

そして、個人の被災者の場合と同様、復興庁がほとんど取り上げなくなった中小企業の二重ローン問題は、今もなお、事業再建のために解決しなければならない重大問題である。未だ再建の途上にある東日本大震災の被災企業に加え、熊本地震で被災した企業の事業再建を実現するためには、なお東日本大震災での二重ローン問題を検証する必要がある。以下では、東日本大震災において国がとった中小企業支援策とその問題点、そして、熊本地震での支援策、及び、当会の政策提言について述べることとする。

2 国が東日本大震災でとった中小企業支援策（中小企業の二重ローン問題）

(1) 二重ローン問題の重要性

中小企業支援の重要性は上記の通りであるが、いわゆる「二重ローン問題」が中小企業の再建の重大な支障となっている。すなわち、地震、津波などの自然災害により事業用資産を失った中小企業は、その事業を再建するために新たにローンを組む必要があるが、当該企業は既往債務と新たな債務について二重にローンを支払わざるを得なくなり、過重な負担を背負うことになる。また、既往債務の存在が新規融資の際の返済能力の評価に影響し、新規借入れによる事業資金の確保自体が困難となる事例も多い。

こうした二重ローン問題が、中小企業の再建の重大な支障となり、地元産業の復興が遅れ、雇用も確保できず、被災地からの人口流出や産業の衰退を招いている一因となっている。

(2) 産業復興機構と事業者再生支援機構の設立

そこで、経済産業省及び復興庁は、中小企業の二重ローン問題に対処すべく、それぞれが主導して、二つの債権買取機関を設立した。

まず、経済産業省（中小企業庁）が主導して、県や地域金融機関等との共同出資により投資事業有限責任組合の形態の「産業復興機構（通称）」が岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県に設立され、同機構が金融機関の中小企業に対する債権を買い取り、買取後一定期間の元利金の返済猶予や債権放棄を行うことによって、被災企業の再建を支援することとなった。これまでに債権買取が決定した件数は、岩手県107件、宮城県141件、福島県45件、その他36件（2016〔平成28〕年9月30日現在、中小企業庁まとめ）と、平成27年9月からは岩手県が5件増、宮城県が8件増、福島県が3件増となっているが、現在では利用が伸び悩んでいる。

復興庁が主導したのは、小規模事業者（資本金5億円未満の事業者及び従業員1,000人未満の事業者）を対象とする株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「再生支援機構」という。）で、震災発生の翌年の2012（平成24）年2月に設立された。再生支援機構は、債権買取に加え、出資や保証業務といった支援業務も行っている。2016（平成28）年10月6日までに支援決定は700件なされ、そのうち債権買取を含むものは667件、一部債務免除を含むものは483件、債務免除額は総額543億円に及んでいる。再生支援機構により支援決定がなされた案件のうち、債権買取による支援が有効であると判断された事例は9割を超えており（95%）、今なお中小企業における二重ローン問題の解決に効果を発揮している。

2017年（平成29年）9月上旬の記者会見で、復興相は再生支援機構設立の根拠法となる東日本大震災事業者再生支援機構法の支援決定を行う期間を再延長する法改正を同月下旬の臨時国会で実現したいとの意向を示したが、同月28日の衆議院解散によって実現が困難となった。選挙後の迅速な成立が望まれる。

（3）支援要件の厳格さ

上記のとおり、二つの機構は一定の成果を上げているものの、被災規模からみて件数は必ずしも多いとまではいえない。その要因は、支援決定や債権買取の要件が厳格であることにある。

件数の多い再生支援機構を例にして説明すると、再生支援機構の支援要件（一般的要件）のうち最も重要かつ厳格なのは、「再生可能性」の要件である。平成24年内閣府等の告示第1号によると、再生可能性については以下の要件が定められた。すなわち、再生支援機構からの支援を受けるには、①政令に定めた地域で事業を行っている事業者で、「事業再生が見込まれるもの」であることが必要となるが、更にいくつかの要件を全て満たす必要がある。例えば、①スポンサー等が事業再生に必要な資金の貸付又は出資を行うことが見込まれること、②一定期間内に黒字化（5年以内に営業損益が黒字化）するなど、事業の業績が好転すること、③支援決定時の債権評価額（清算時の評価）が、事業再生計画実施後の債権評価額を下回らないと見込まれること、④支援決定予定日から15年以内に、再生支援機構が買い取った債権や実施した出資

を処分できる見込みがあること（事業者メインバンクから再融資を受けさせて買取債権の返済に充てさせることや、再生支援機構が取得した株式をメインバンク等のスポンサーに買い取らせることなどを念頭に置いている。）が必要とされている。

そして、債権買取による支援をする場合、再生支援機構は、支援決定を行った後、直ちに金融機関等に対し3か月以内の再生支援機構が定める期間内に債権の買取を申込みか否かの回答を求め、申込期間が経過した場合、又は申込期間満了前であっても全ての金融機関の申し込みがあった場合には、再生支援機構は、各申し込みに対して債権の買取を行うか否かの決定を行う。

しかし、買取を行うには、さらに、②金融機関等から買取申込があった債権のうち、買取が可能と見込まれる債権の合計額が一定以上であること（必要債権額）、③買取価格が適正な時価を上回らないものであることも必要で、そのため、いかに金融機関から適正価格での債権買取りの同意を得るかが重要になる。

また、産業復興機構による支援を受けるためにも、「再生可能性があること」が必要とされており、再生支援機構と類似の厳格な要件が定められている。

このように、両機構は多額の公的資金や金融機関からの資本提供を受けていることもあり、厳格な要件を課しているが、中小企業の再建が地域経済の復興のために不可欠であることを踏まえ、その要件はもう少し緩やかに設定、運用されるべきである。

(4) 機構の並立による問題点

また、両機構はいずれも被災企業の支援を目的として設立され、かつ、債権買取による支援が支援の中心的態様とされているため、機能が類似している。こうした機能が類似した機関が並立することは、利用者を混乱させ、また、利用要件の複雑さ、厳格さと相まって、利用を躊躇させる一因となってしまうかねない。

したがって、制度の統一化が検討されるべきであるし、また、我々弁護士も、両機構の制度を理解して被災企業に対し適切に助言していくことが不可欠である。

3 熊本地震で国がとった中小企業支援策（中小企業の二重ローン問題）

(1) 中小企業の二重ローン問題

被災者の二重ローン問題については、上記の通り、東日本大震災の経験から新ガイドラインの利用によって発災後の早期から迅速な対応が可能となった。

しかし、被災した中小企業の事業再建はグループ補助金や自治体による特別融資などの新規貸付が目立って注目され、二重ローン問題については東日本大震災のときほど議論されていない。中小企業の事業再建の重要性は先に述べたとおりであるから、やはり熊本地震においても事業再建における二重ローン問題の重要性は変わりはないであろう。

(2) 債権買取機構の設立

東日本大震災の際には、上記の通り産業復興機構と事業者再生支援機構の2制度が設立された。

しかし、熊本地震では、再生支援機構のような立法的措置による債権買取機構の設立はなく、地域経済の再建を目的として、東日本大震災以前の2009（平成21）年10月14日に株式会社企業再生支援機構法に基づいて設立された株式会社企業再生支援機構（ETIC）を前身とする株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が、いわゆる二重ローン問題への対応を含む過剰債務の解消、必要資金の提供や人的支援を行うことで当該地域の事業者の再生支援を円滑に実現することを目的として、地域金融機関等と連携して2016（平成28）年7月29日付で「熊本地震事業再生支援投資事業有限責任組合」（設立時ファンド総額23億2,500万円）及び「九州広域復興支援有限責任組合」（ファンド総額116億9,000万円）の各ファンドを設立し、債権（個人保証付債権も含む）の買取業務や再生計画の策定支援等を行っている。

現在のところ、これら以外に債権買取機構の設立は見られない。規模の点から、今後これらの各ファンドが中小企業の二重ローン問題解決にどの程度効果を発揮するかは不明だが、東日本大震災で一定の成果を上げた債権買取方式による解決スキームを踏襲するものとして、期待したい。もっとも、熊本地震からの復興に国を挙げて取り組み、今後発生する大規模震災に備えるためには、立法による恒久的な債権買取機関の設立も引き続き模索すべきである。

4 弁護士会の取るべき活動

以上の点を踏まえ、我々弁護士は、研修や相談体制の整備、拡充などを通じて、実践的な支援活動を行っていくとともに、国や関係機関に対して、①東日本大震災に対応する両機構を統一して利用者のニーズに添ったワンストップサービスを実現すること、②支援要件を緩和して、被災企業が支援を受けやすくすること、③今後発生する大規模災害に対応するための恒久法の制定を行うこと等を提言していく必要がある。